

様式第1号（第4条関係）

宇多津町本人通知制度登録申込書

年 月 日

宇多津町長

申込者 (登録者)	氏名	印
申込の区分	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人

宇多津町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

登録者氏名	フリガナ	生年月日 性別	年 月 日
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所 (住民登録地)	〒		
本籍		筆頭者	
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他 ()		

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人
氏名	フリガナ
住所	〒
連絡先	

注 申請の際に次の書類を提出するか又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する旨の書類（委任状等）

次の欄は記入しないでください

受付	登録番号	本人確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 公簿確認 () <input type="checkbox"/> 住民票停止 <input type="checkbox"/> 戸籍停止

宇多津町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この本人通知制度は、この申請により登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等(注1)を第三者（本人等(注2)の代理人又は本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときにその事実について通知するものです。
- 2 第三者に対し、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者の住民登録地に宇多津町住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、宇多津町個人情報保護条例(平成17年条例第3号)の規定に基づき、本人が開示請求することができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、宇多津町個人情報保護条例の規定により、開示される情報については、制限されることがあります。
- 4 通知書は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り送付するもので、登録者と同一の住民基本台帳又は戸籍簿等に記録又は記載されている者であっても登録をしていなければ通知の対象となりません。
- 5 この制度に登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、この申請書に必要事項を記入の上、申請者本人であることが確認できる書類（写真付き住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他本人であることを証するため町長が適当と認める書類。（以下「本人確認資料」という。）を提出するか又は提示してください。
- 6 代理人により申請する場合は、前項に加え代理の事実がわかる書類（法定代理人の場合は戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類、その他代理人の場合は委任状）を提示又は提出してください。
- 7 郵便により第1項の規定による申込みをしようとするときは、郵便法（昭和22年法律第165号）第20条に規定する郵便物又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物により、申込みをすることができる。
- 8 郵便等により登録の申請をするときは、この申請書に必要事項を記入の上、本人確認資料の写し及び返信用封筒（あて名を記載し、返送に要する切手を貼ったもの）を同封してください。
- 9 この登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により登録した住所等の内容に変更が生じた場合は届出が必要です。なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは登録を廃止します。

注1「住民票の写し等」とは、次のものをいいます。

- (1) 住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書並びに戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

注2「本人等」とは、住民票の写し及び住民票記載事項証明書を請求する場合にあっては、当該住民票に記載された者及びその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し及び戸籍及び戸籍記載事項証明書を請求する場合にあっては、当該戸籍の附票又は戸籍に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属又は直系卑属をいいます。

(裏面)